



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年7月2日（金） 第9914号

目次

ページ

告 示

- と畜場法施行規則第17条に規定する検印に付すると畜場番号の告示の一部改正（食品・生活衛生課） 2
- 土壌汚染対策法による区域指定（環境保全課） 2
- 道路の区域変更（道路管理課） 2
- 道路の供用開始（同） 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課） 3

公 告

- 土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課） 4
- 土地改良区の定款変更認可（同） 5

人事委員会公告

- 令和3年度群馬県職員採用Ⅲ類試験の実施 5
- 令和3年度群馬県職員採用試験（社会人経験者）の実施 7
- 令和3年度群馬県職員採用試験（就職氷河期世代）の実施 8
- 令和3年度群馬県警察官B等採用試験の実施 10

落 札

- 落札者等の決定（教育委員会管理課） 13

■ 告 示

◎群馬県告示第204号

と畜場法施行規則第17条に規定する検印に付すると畜場番号の告示（昭和56年群馬県告示第310号）の一部を次のように改正し、令和3年5月31日から適用する。

令和3年7月2日

群馬県知事 山本 一 太

「北毛ミートセンター 12」を削る。

◎群馬県告示第205号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

令和3年7月2日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定する区域 安中市宿字鷹ノ巣下2003番の一部、2003番地先（水）の一部、2003番地先（道）の一部、字更正地1998番の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類
 - (1) 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
 - (2) 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

◎群馬県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年7月2日

群馬県知事 山本 一 太

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 変更の前後別 | 敷地の幅員 メートル | 延 長 メートル |
|-------|---------|--------------------------------------|--------|----------------------|---------------|
| 県道 | 上発知材木町線 | 沼田市上発知町字吹掛202番の1地先から同市同字猪倉525番の3地先まで | 前 | 6.8～12.7 5.0～15.2 | 79.3 125.4 |
| | | | 後 | 8.1～12.7 | 79.3 |

◎群馬県告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年7月2日

群馬県知事 山本 一 太

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|-------|---------|--------------------------------------|----------|
| 県道 | 上発知材木町線 | 沼田市上発知町字吹掛202番の1地先から同市同字猪倉525番の2地先まで | 令和3年7月2日 |

◎群馬県告示第208号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

令和3年7月2日

群馬県知事 山本 一 太

小日向1地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱11号と1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱を設置した土地の地番

| 標柱番号 | 郡市 | 町村 | 字 | 地番 |
|------|-----|----------|----|--------|
| 1 | 利根郡 | みなかみ町小日向 | 吹出 | 700番1 |
| 2 | 同 | 同 | 大平 | 640番12 |
| 3 | 同 | 同 | 同 | 640番24 |
| 4 | 同 | 同 | 同 | 640番22 |
| 5 | 同 | 同 | 同 | 640番21 |
| 6 | 同 | 同 | 同 | 640番20 |
| 7 | 同 | 同 | 同 | 612番2 |
| 8 | 同 | 同 | 同 | 乙621 |
| 9 | 同 | 同 | 同 | 627番1 |
| 10 | 同 | 同 | 同 | 650番1 |
| 11 | 同 | 同 | 吹出 | 700番23 |

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県沼田土木事務所において縦覧に供する。

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年7月2日

群馬県知事 山 本 一 太

| 土地改良区名 | 理事 監事 の 別 | 区 分 | 役 員 氏 名 | 住 所 |
|--------|--------------------|-----|---------|-------------------|
| 岡登堰 | 理 事 | 再 任 | 高木信行 | 桐生市相生町二丁目829番地1 |
| | 同 | 同 | 新井章夫 | 太田市西長岡町604番地 |
| | 同 | 同 | 石原康男 | 同 北金井町421番地 |
| | 同 | 同 | 植木雅己 | 同 藪塚町209番地 |
| | 同 | 同 | 小島秀一 | 同 同 1723番地 |
| | 同 | 同 | 藤生道夫 | 同 同 3018番地 |
| | 同 | 同 | 大澤貞雄 | みどり市笠懸町鹿3847番地 |
| | 同 | 新 任 | 須藤和幸 | 太田市菅塩町600番地 |
| | 同 | 同 | 田部井隆史 | 同 同 877番地 |
| | 同 | 同 | 小林道雄 | 同 藪塚町956番地 |
| | 同 | 同 | 西澤均 | みどり市笠懸町阿左美2678番地3 |
| | 同 | 同 | 和田信義 | 同 笠懸町鹿3247番地 |
| | 同 | 退 任 | 黒澤忠幸 | 太田市菅塩町661番地 |
| | 同 | 同 | 齊藤啓治 | 同 同 894番地2 |
| | 同 | 同 | 小林邦男 | 同 藪塚町820番地 |
| | 同 | 同 | 三輪延也 | みどり市笠懸町阿左美2126番地 |
| | 同 | 同 | 大澤盛一 | 同 笠懸町鹿3683番地 |
| | 監 事 | 再 任 | 須永博治 | 太田市成塚町1086番地1 |
| | 同 | 新 任 | 桐生茂男 | 同 藪塚町736番地 |
| | 同 | 同 | 岩崎吉男 | みどり市笠懸町鹿3464番地 |
| | 同 | 退 任 | 小林道雄 | 太田市藪塚町956番地 |
| | 同 | 同 | 和田信義 | みどり市笠懸町鹿3247番地 |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により馬庭堰土地改良区の定款の変更を令和3年6月22日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年7月2日

群馬県知事 山本 一 太

■ 人事委員会公告

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、令和3年度群馬県職員採用Ⅲ類試験（高校卒業程度）を次のとおり行います。

令和3年7月2日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

- 1 試験区分及び採用予定人員 行政事務（3名程度）、警察事務（2名程度）、学校事務（4名程度）、森林（2名程度）、農業（4名程度）、畜産（1名程度）、設備（1名程度）及び総合土木（5名程度）
- 2 職務内容
 - (1) 行政事務 知事部局、企業局、病院局、教育委員会事務局等に勤務し、各種施策の企画立案、予算・経理・庶務、地域振興、県税の賦課徴収、許認可等の様々な行政事務に従事します。
 - (2) 警察事務 警察本部又は警察署等に勤務し、警察事務に従事します。
 - (3) 学校事務 県立学校又は市町村立学校等に勤務し、学校事務（学校図書館事務を含む。）に従事します。
 - (4) 森林、農業、畜産、設備及び総合土木 知事部局、企業局等に勤務し、専門的知識をいかした企画、調査、指導、監督、設計、研究等の業務に従事します。
- 3 受験資格
 - (1) 年齢及び学歴 平成12年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で、学歴は問いません。
 - (2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。
 - ア 日本国籍を有しない人
 - イ 地方公務員法第16条に該当する人
 - (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - (イ) 群馬県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - (ウ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- 4 試験日及び場所
 - (1) 第1次試験 令和3年9月26日（日）
 - 群馬県立前橋高等学校（前橋市下沖町321番地の1）
 - 群馬県立前橋女子高等学校（前橋市紅雲町二丁目19番1号）
 - 群馬県総合交通センター（前橋市元総社町80番地の4）
 - 群馬県庁（前橋市大手町一丁目1番1号）
 - (2) 第2次試験 令和3年10月22日（金）から同年11月9日（火）までの間に群馬県庁で実施の予定（詳細は、第1次試験合格通知書でお知らせします。）
- 5 試験種目

- (1) 第1次試験
 - ア 教養試験（択一式）
 - イ 専門試験（択一式。森林、農業、畜産、設備及び総合土木のみ実施）
- (2) 第2次試験
 - ア 人物試験
 - イ 作文試験
- 6 申込手続、受付期間等
 - (1) 申込手続

原則、インターネットにより申し込んでください。

職員採用情報ホームページ（<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>）にアクセスして、「インターネット申込み（電子申請）」をクリックし、内容をよく読んで申し込んでください。

インターネットによる申込みが困難な場合には、令和3年8月16日（月）までに群馬県人事委員会事務局任用係（電話027-226-2744）にお問い合わせください。
 - (2) 受付期間
 - ア 令和3年8月6日（金）から同月24日（火）23時59分までです。当該受付期間内にぐんま電子申請受付システムのサーバが受信したものに限り受け付けます。
 - イ 期間経過後の申込みは、一切受け付けません。
 - ウ 同一人からの複数の申込みがあった場合は、人事委員会事務局で最初に受付をしたものを有効とします。
 - (3) 受験票の送付

ぐんま電子申請受付システムにより令和3年9月10日（金）頃受験票を発送します。同月17日（金）頃までにダウンロードできない場合は、群馬県人事委員会事務局任用係（電話027-226-2744）にお問い合わせください。
- 7 合格から採用まで
 - (1) 合格者は、合格決定日に採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて提示された人の中から採用者が決定されます。
 - (2) 採用候補者名簿の有効期間は、1年間です。
 - (3) 採用は、令和4年4月1日の予定です。
- 8 給与

職員採用Ⅲ類試験に合格して採用された人の給料月額は、短期大学卒業者にあつては167,400円、高等学校卒業者にあつては153,900円（いずれも令和3年4月1日現在）です。

ただし、採用前に職歴のある人等は、一定の基準により増額されます。

なお、このほか、地域手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当があります。
- 9 その他
 - (1) 申込後の試験区分の変更はできません。また、同一日に実施する試験・選考考査の重複申込みはできません。
 - (2) 令和3年9月10日（金）頃、受験に関する留意事項及び健康状態申告書を職員採用情報ホームページ（<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>）に掲載します。必ず事前に確認し、健康状態申告書を各自で印刷・記入の上、第1次試験当日に持参してください。
 - (3) 試験日及び場所については予定であり、変更する場合があります。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、令和3年度群馬県職員採用試験（社会人経験者）を次のとおり行います。

令和3年7月2日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

- 1 試験区分及び採用予定人員 行政事務（10名程度）、森林（2名程度）、農業（3名程度）及び総合土木（5名程度）
- 2 職務内容
 - (1) 行政事務 知事部局、企業局、病院局、教育委員会事務局等に勤務し、各種施策の企画立案、予算・経理・庶務、地域振興、県税の賦課徴収、許認可等の様々な行政事務に従事します。
 - (2) 森林、農業及び総合土木 知事部局、企業局等に勤務し、専門的知識をいかした企画、調査、指導、監督、設計、研究等の業務に従事します。
- 3 受験資格
 - (1) 年齢等 昭和51年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人で、令和3年7月31日の時点において、5年以上の職務経験を有する人（職務経験は、人事委員会が定める要件を満たすものに限りません。）
 - (2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。
 - ア 日本の国籍を有しない人
 - イ 地方公務員法第16条に該当する人
 - (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - (イ) 群馬県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - (ウ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするものを除く。）
 - エ 現在、群馬県の職員である人（会計年度任用職員及び臨時職員を除く。）
- 4 試験日及び場所
 - (1) 第1次試験 令和3年9月26日（日）

群馬県立前橋高等学校（前橋市下沖町321番地の1）
群馬県立前橋女子高等学校（前橋市紅雲町二丁目19番1号）
群馬県総合交通センター（前橋市元総社町80番地の4）
群馬県庁（前橋市大手町一丁目1番1号）
 - (2) 第2次試験 令和3年10月23日（土）及び同月24日（日）に群馬県庁で実施の予定
 - (3) 第3次試験 令和3年11月20日（土）又は同月21日（日）に群馬県庁で実施の予定
- 5 試験種目
 - (1) 第1次試験
 - ア 教養試験（択一式）
 - イ 専門試験（択一式。森林、農業及び総合土木のみ実施）
 - (2) 第2次試験
 - ア 人物試験
 - イ 論文試験（論文試験の採点は、第3次試験で行います。）
 - (3) 第3次試験 人物試験

6 申込手続、受付期間等

(1) 申込手続

原則、インターネットにより申し込んでください。

職員採用情報ホームページ（<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>）にアクセスして、「インターネット申込み（電子申請）」をクリックし、内容をよく読んで申し込んでください。

インターネットによる申込みが困難な場合には、令和3年8月6日（金）までに群馬県人事委員会事務局任用係（電話027-226-2744）にお問い合わせください。

(2) 受付期間

ア 令和3年7月5日（月）から同年8月16日（月）23時59分までです。当該受付期間内にぐんま電子申請受付システムのサーバが受信したものに限り受け付けます。

イ 期限経過後の申込みは、一切受け付けません。

ウ 同一人からの複数の申込みがあった場合は、人事委員会事務局で最初に受付をしたものを有効とします。

(3) 受験票の送付

ぐんま電子申請受付システムにより令和3年9月10日（金）頃受験票を発行します。同月17日（金）頃までにダウンロードできない場合は、群馬県人事委員会事務局任用係（電話027-226-2744）にお問い合わせください。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、合格決定日に採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて提示された人の中から採用者が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、1年間です。

(3) 採用は、令和4年4月1日（金）の予定です。

8 給与 この試験に合格して採用された人の給料月額、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年群馬県人事委員会規則第4号）の規定に基づき決定します。

なお、このほか、地域手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当があります。

9 その他

(1) 申込後は、試験区分の変更はできません。また、同一日に第1次試験を実施する他の試験区分・選考考査との重複申込みはできません。

(2) 令和3年9月10日（金）頃、受験に関する留意事項及び健康状態申告書を職員採用情報ホームページ（<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>）に掲載します。必ず事前に確認し、健康状態申告書を各自で印刷・記入の上、第1次試験当日に持参してください。

(3) 試験日及び場所については予定であり、変更する場合があります。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、令和3年度群馬県職員採用試験（就職氷河期世代）を次のとおり行います。

令和3年7月2日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

1 試験区分及び採用予定人員 行政事務（3名程度）

2 職務内容 知事部局、企業局、病院局、教育委員会事務局等に勤務し、各種施策の企画立案、予算・経理・庶

務、地域振興、県税の賦課徴収、許認可等の様々な行政事務に従事します。

3 受験資格

(1) 年齢等 昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人で、令和3年7月31日の時点において、職務経験が5年未満である人（職務経験は、人事委員会が定める要件を満たすものに限ります。）

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない人

イ 地方公務員法第16条に該当する人

(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

(イ) 群馬県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

(ウ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするものを除く。）

エ 現在、群馬県職員である人（会計年度任用職員及び任期付職員を除く。）

4 試験日及び場所

(1) 第1次試験 令和3年9月26日（日）

群馬県立前橋高等学校（前橋市下沖町321番地の1）

群馬県立前橋女子高等学校（前橋市紅雲町二丁目19番1号）

群馬県総合交通センター（前橋市元総社町80番地の4）

群馬県庁（前橋市大手町一丁目1番1号）

(2) 第2次試験 令和3年10月24日（日）及び同年11月15日（月）に群馬県庁で実施の予定

5 試験種目

(1) 第1次試験

ア 教養試験（択一式）

(2) 第2次試験

ア 人物試験

イ 作文試験

6 申込手続、受付期間等

(1) 申込手続

原則、インターネットにより申し込んでください。

職員採用情報ホームページ（<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>）にアクセスして、「インターネット申込み（電子申請）」をクリックし、内容をよく読んで申し込んでください。

インターネットによる申込みが困難な場合には、令和3年8月6日（金）までに群馬県人事委員会事務局任用係（027-226-2744）に問い合わせてください。

(2) 受付期間

ア 令和3年7月5日（月）から同年8月16日（月）23時59分までです。当該受付期間内にぐんま電子申請受付システムのサーバが受信したものに限り受け付けます。

イ 期限経過後の申込みは、一切受け付けません。

ウ 同一人からの複数の申込みがあった場合は、人事委員会事務局で最初に受付をしたものを有効とします。

(3) 受験票の送付

ぐんま電子申請受付システムにより令和3年9月10日（金）頃受験票を発行します。同月17日（金）頃までにダウンロードできない場合は、群馬県人事委員会事務局任用係（電話027-226-2744）にお問い合わせください。

7 合格から採用まで

- (1) 合格者は、合格決定日に採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて提示された人の中から採用者が決定されます。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、1年間です。
- (3) 採用は、令和4年4月1日（金）の予定です。

8 給与 この試験に合格して採用された人の給料月額は、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年群馬県人事委員会規則第4号）の規定に基づき決定します。

なお、このほか、地域手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当があります。

9 その他

- (1) 同一日に第1次試験を実施する他の試験区分・選考考査との重複申込みはできません。
- (2) 令和3年9月10日（金）頃、受験に関する留意事項及び健康状態申告書を職員採用情報ホームページ（<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>）に掲載します。必ず事前に確認し、健康状態申告書を各自で印刷・記入の上、第1次試験当日に持参してください。
- (3) 試験日及び場所については予定であり、変更する場合があります。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、令和3年度群馬県警察官B等採用試験を次のとおり行います。

令和3年7月2日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

1 試験区分及び採用予定人員 警察官B（男性）（31名程度）、警察官B（女性）（6名程度）、警察官A（男性）第2回（10名程度）及び警察官A（女性）第2回（4名程度）

2 職務内容 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たります。

3 受験資格

(1) 年齢及び学歴

ア 警察官B（男性） 昭和63年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた男性。ただし、次のいずれかに該当する人を除く。

(ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した人又は令和4年3月31日までに大学を卒業する見込みの人

(イ) 人事委員会が(ア)に掲げる人と同等の資格があると認める人

イ 警察官B（女性） 昭和63年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた女性。ただし、次のいずれかに該当する人を除く。

(ア) 大学を卒業した人又は令和4年3月31日までに大学を卒業する見込みの人

(イ) 人事委員会が(ア)に掲げる人と同等の資格があると認める人

ウ 警察官A（男性）第2回 昭和63年4月2日以降に生まれた男性で、かつ、次のいずれかに該当する人

- (ア) 大学を卒業した人又は令和4年3月31日までに大学を卒業する見込みの人
 - (イ) 人事委員会が(ア)に掲げる人と同等の資格があると認める人
- エ 警察官A（女性）第2回 昭和63年4月2日以降に生まれた女性で、かつ、次のいずれかに該当する人
- (ア) 大学を卒業した人又は令和4年3月31日までに大学を卒業する見込みの人
 - (イ) 人事委員会が(ア)に掲げる人と同等の資格があると認める人
- (2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。
- ア 日本の国籍を有しない人
 - イ 地方公務員法第16条に該当する人
 - (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - (イ) 群馬県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - (ウ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするものを除く。）

4 試験日及び場所

- (1) 第1次試験 令和3年9月19日（日）
- 群馬県総合交通センター（前橋市元総社町80番4号）
 - 群馬県警察学校（前橋市元総社町80番5号）
 - 群馬県立前橋商業高等学校（前橋市南町四丁目35番1号）
 - 群馬県庁（前橋市大手町一丁目1番1号）
- (2) 第2次試験 令和3年10月に前橋市内で実施の予定（試験の詳細は、第1次試験の合格通知書で通知します。）
- (3) 第3次試験 令和3年11月に群馬県庁で実施の予定（試験の詳細は、第2次試験の合格通知書で通知します。）

5 試験種目

- (1) 第1次試験
- ア 教養試験（択一式）
 - イ 論（作）文試験（論（作）文試験の採点は、第2次試験で行います。）
 - ウ 資格技能審査
- (2) 第2次試験
- ア 人物試験
 - イ 体力検査
- (3) 第3次試験
- ア 人物試験
 - イ 身体外形検査
 - ウ 身体精密検査
- (4) 身体外形検査には、次の合格基準があります。
- ア 視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。
 - イ 色覚 職務遂行に支障がないこと。
 - ウ 聴力 職務遂行に支障がないこと。

エ 五指腕関節その他 職務遂行に支障がないこと。

6 申込手続、受付期間等

(1) 受験案内の配布場所

ア 群馬県人事委員会事務局（県庁26階）、県民センター（県庁2階）、群馬県警察本部（前橋市大手町一丁目1番1号）、県内の各警察署、交番及び駐在所、県の各行政県税事務所、群馬県東京事務所（東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館8階）並びにぐんまちゃん家（東京都中央区銀座七丁目10番5号 The ORB Luminous）で配布します。

イ 郵送で受験案内を請求する場合は、表に赤で「警察官B等試験受験案内請求」と書いた封筒に、宛先を明記した角形2号の返信用封筒（A4判が入る大きさで、140円分の切手を貼ったもの）を同封の上、群馬県警察本部警務課まで請求してください。

(2) 申込手続 原則、インターネットにより申込みを行ってください。インターネットによる申込みが困難な場合には、郵送により申込みを行ってください。

ア インターネットによる場合 職員・警察官採用情報ホームページ（<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>）にアクセスして、「インターネット申込み（電子申請）」をクリックし、ぐんま電子申請受付システムから内容をよく読んで申し込んでください。

イ 郵送による場合 申込書及び受験票に必要な事項を記入し、受験票に63円切手を貼り、群馬県警察本部警務課に郵送してください。郵送の方法は、簡易書留とし、封筒の表に赤で「警察官〇〇申込」（〇〇には、試験区分を記入）と書いてください。

(3) 受付期間

ア インターネットによる場合 受付期間は、令和3年7月28日（水）から同年8月16日（月）23時59分までです。当該受付期間内にぐんま電子申請受付システムのサーバが受信したものに限り受け付けます。

イ 郵送による場合 受付期間は、令和3年7月28日（水）から同年8月17日（火）までです。同日までの消印のあるものに限り受け付けます。

ウ 期限経過後の申込みは、一切受け付けません。

エ 本申込書は、郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する信書に該当するため、ゆうメールや宅配便等での送付はできません。

オ 同一人からの複数の申込みがあった場合は、群馬県警察本部警務課で最初に受付をしたものを有効とします。

(4) 受験票の送付 令和3年8月30日（月）頃受験票を発送しますが、同年9月6日（月）までに届かない場合は、群馬県警察本部警務課（電話027-243-0110 内線2652）にお問い合わせください。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、合格決定日に採用候補者名簿に登載され、群馬県警察本部長からの請求に応じて提示された人の中から採用者が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、1年間です。

(3) 採用は、令和4年4月1日の予定です。

8 給与 警察官B採用試験に合格して採用された人の給料月額（地域手当含む。100円未満切捨て）は、短期大学卒業者にあつては201,800円、高等学校卒業者にあつては186,600円です。また、警察官A採用試験に合格して採用された人の給料月額（地域手当含む。100円未満切捨て）は、219,200円です。ただし、大学院を卒業した人、採用前に民間企業等に勤務したことのある人等は、一定の基準により増額されま

す。

なお、このほか扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当があります。

9 その他

- (1) 申込後の試験区分の変更はできません。また、同一日に実施する試験・選考考査の重複申込みはできません。
- (2) 令和3年8月30日（月）頃、受験に関する留意事項及び健康状態申告書を職員採用情報ホームページ（<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>）に掲載します。必ず事前に確認し、健康状態申告書を各自で印刷・記入の上、第1次試験当日に持参してください。
- (3) 試験日及び場所については予定であり、変更する場合があります。

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和3年7月2日

群馬県教育委員会教育長 渡辺 郁美

- 1 落札に係る賃貸借の名称及び数量 群馬県立学校用パーソナルコンピュータ1, 911台及び関係機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県教育委員会事務局管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和3年6月21日
- 4 落札者の名称及び所在地 富士通リース株式会社関東支店 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地20
- 5 落札金額 659,670,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和3年5月11日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111